

議事要旨(6) 包括利益の表示に関する会計基準(案)について

冒頭、新井副委員長(専門委員長)から、「包括利益の表示に関する会計基準(案)及び関連基準等の改正」について、審議事項(6)－1に基づき、本会計基準の個別財務諸表への適用については、企業会計審議会が個別財務諸表に関する包括的な議論が行われているため、当該審議の状況も踏まえて対応することとし、本会計基準の公表から1年後を目途に判断する方向で考えており、その場合に任意適用の定めを設けることの要否を審議事項とする旨が説明された。引き続き、中條専門研究員より審議事項(6)－2、(6)－3に基づき、具体的な修正文案の内容の説明がなされた。説明の後、委員、オブザーバーからの主な発言は、以下のとおりであった。

(判断留保の期間では個別財務諸表への任意適用の定めを設けないことを支持する意見)

- ・ 企業会計審議会の審議中は個別財務諸表への適用の是非の判断を留保するとして以上は、その期間は任意適用についても判断留保とすることが首尾一貫した考えである。任意適用の定めを設けることは、企業会計審議会の結論の前に一定の判断を下すことになる。
- ・ 連単一致を基本とすべきではあるが、個別財務諸表上の取扱いを検討している企業会計審議会の審議の結論を待つべきである。
- ・ 基本的には連単一致が良いが、会計処理ではなく開示であるため、現在の議論の状況も踏まえ、任意適用の定めを設けない案に賛成する。任意適用としなくても、財務諸表以外で包括利益に関する情報の開示を行うことは可能と考えられる。
- ・ 本来は連単一致とすべきであるが、当面の対応としては、個別財務諸表について任意適用なしとすることもやむを得ないと考える。
- ・ 平成23年3月期の個別開示の余地を残すため、判断を「遅くとも」1年後とするのであれば、現時点で任意適用なしとする余地がある。

(判断留保の期間でも個別財務諸表への任意適用を支持する意見)

- ・ 個別財務諸表の開示も利用者側の投資実務において重要であり、連結財務諸表を作成しない上場会社等のことも考えると、個別財務諸表での任意の開示を認めるべきである。そうしないと、個別財務諸表で包括利益を開示したい会社を束縛することになる。
- ・ 判断を留保するというのは強制適用しないという意味に理解しており、個別財務諸表での任意適用を禁止する必要はないと考える。

以上の意見を踏まえ、新井副委員長から、連結財務諸表での包括利益の表示の導入に関しては異論がなく、個別財務諸表への適用については企業会計審議会での審議の間は判断

留保することについては意見が一致しており、かつ、任意適用の定めを置かない案を支持する委員が多数であることから、その案に沿って文案を修正し、次回の委員会で最終基準の公表議決を行うこととしたい旨の説明があった。

以 上